

平成 29 年 6 月 28 日

各 位

株 式 会 社 山 口 財 産 信 託 有 限 公 司
株 式 会 社 山 口 銀 行
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫

山口銀行と日本政策金融公庫のスタンバイ・クレジット制度にかかる提携について

山口フィナンシャルグループ傘下の山口銀行と、日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、中華人民共和国(以下「中国」)においてビジネスを展開するお取引先へのサポート向上を目的に、スタンバイ・クレジット制度を通じた融資(※)にかかる業務提携を、本日、行いましたのでお知らせいたします。

(※)スタンバイ・クレジット制度を通じた融資

日本公庫のお取引先(国内親会社)の海外現地法人等が山口銀行青島支店または大連支店から中国国内で融資を受けるにあたり、日本公庫が山口銀行の同支店に信用状を発行することによって、同融資の保証をするものです。

山口銀行は、1985年に青島、1987年に大連に拠点を設置して以降、日系現地法人等の様々なニーズにきめ細かく対応してきました。今回の提携により、青島・大連地区に所在する日本公庫の取引先現地法人等を中心に、中国国内での資金調達等において、利便性の高いサービスを提供することが可能になります。

なお、今回の業務提携は、日本公庫がスタンバイ・クレジット制度を通じた融資について、本邦金融機関と提携する初のケースとなります。

今後も山口銀行と日本公庫は相互の特性を活かしながら、連携・協力することで、中小企業の中国への事業展開を幅広くお手伝いしていきます。

以 上